

夜間休日往診強化事業の実施について

1 目的

夜間及び休日の緊急又は臨時の対応を行う往診支援事業者と連携した 24 時間診療体制を確保し、更なる在宅医療の推進を図る。

2 概要

在宅療養支援診療所等の診療を受ける患者から主治医に対して夜間や休日に往診依頼があった際に、主治医の代診として往診代行事業者等が患者宅へ往診を行う。

3 委託先

一般社団法人小石川医師会

4 主な委託内容

- ・往診代行事業者の確保・運用
- ・チラシ作成・周知
- ・運営会議の開催

5 その他

当該事業については、東京都において、令和 5 年度より地域における在宅医療の推進や 24 時間診療体制の構築を図る地区医師会の取組に対して補助を開始しており、令和 7 年度まで小石川医師会が実施主体となり行っていたものである。